

山梨大学医学部附属病院等における自動販売機の設置・運営事業に係わる公募

山梨大学は、山梨大学医学部附属病院等における自動販売機の設置・運営者を法人等へ公募することとしましたので、希望する者は次の事項に留意し応募書類を提出してください。

1. 事業概要

- (1) 事業名 山梨大学医学部附属病院等における自動販売機の設置・運営事業
- (2) 事業内容 清涼飲料水及び食品等の自動販売機53台の設置・運営を行うこと
- (3) 契約期間 令和2年9月1日～令和7年8月31日（5年間）
ただし、病院再整備事業の進捗状況により期間が変更となる場合がある。

2. 設置場所

山梨県中央市下河東1110（山梨大学医学部附属病院等）

3. 募集要項の交付期間及び場所

本公募に基づき応募を希望する者に対して募集要項を交付する。

- (1) 交付期間 令和2年5月25日（月）から令和2年6月5日（金）までの土日祝日を除く
いずれの日も9時00分から17時00分までとする。
- (2) 交付場所 〒409-3898 山梨県中央市下河東1110
山梨大学医学域管理課 総務・予算・資産グループ
電話：055-273-9614

4. 応募資格

- (1) 全省庁統一資格において、関東・甲信越地域の「役務の提供等」で有効な資格を有している者であること。
- (2) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可の免許を有していること。
- (3) 清涼飲料水等自動販売機の設置・運営事業について3年以上の運営経験を有し現在も継続中であること。
- (4) 過去3年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- (5) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
 - ① 被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
 - ② 次の各事項に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間を経っていない者。また、これを代理人、支配人その他の使用者として使用する者。
 - ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

カ 上記の各事項に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (6) 国又は地方公共団体から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- (8) 不正及び不誠実な行為がないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している組織等の者、不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用する等をした者、暴力団員の維持・運営に協力している者、及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

5. 募集要項事前説明会の日時及び場所

- (1) 日 時 令和2年6月1日（月）10時00分
- (2) 場 所 山梨大学医学部キャンパス 管理棟2階中会議室

6. 応募申込及び提案書の提出等

- (1) 応募書類の提出期限 令和2年6月5日（金）17時00分までに、上記3（2）に持参又は郵送（書留郵便のみとし、提出期限必着とする）にて提出すること。

7. 事業者の選定方法

選定委員会において、応募者から提出された提案書及びその他の資料に基づきヒアリング審査の上、事業者を選定する。

8. その他

- (1) 応募者は、本院が要請した場合は、追加資料の提出等に応じること。
- (2) 応募者は、令和2年6月8日（月）15時00分開催のヒアリングに出席すること。
- (3) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 本公募に関する問合せ先は上記3（2）に同じとする。
- (5) その他、募集要項に定めのない事項は本学との協議の上で決定する。

令和2年5月25日

国立大学法人山梨大学
学長 島田 眞路